**６　民法(相続関係)等の改正**

**（１）民法(相続関係)等の改正の動向**

２０１５（平成２７）年２月、法務大臣は法制審議会に対し、「民法（相続関係）の改正について（諮問第１００号）」を発した。同諮問については、「民法（相続関係）部会」（新設）（以下「部会」という。）に付託して審議することとし、部会から報告を受けた後、改めて総会において審議することとされた。

その後、２０１５（平成２７）年４月に部会における調査審議が開始され、同月から２０１６（平成２８）年６月までの間に、１か月あたり１回程度、計１３回の部会が開催され、同月に「中間試案」が取りまとめられた。これを受け、同年７月から９月まで、中間試案に対するパブリックコメントが実施された。

その後、同年１０月から部会における調査審議が再開され、２０１７（平成２９年７月に追加的な提案に関する「追加試案」が取りまとめられた。これを受け、同年８月から９月まで、追加試案に対するパブリックコメントが実施された。

同年１０月から、追加試案に対するパブリックコメントの結果を踏まえてさらに調査審議が行われており、同年末または２０１８（平成３０）年初めに要綱案が取りまとめられ、同年２月の総会で審議される見込みとなっている。

**（２）追加試案の段階における検討項目**

**ア　はじめに**

民法（相続関係）等の改正については、部会での議論に紆余曲折があり、中間試案の後にも様々な新たな提案が付け加えられてきた経緯がある。ここでは、紙幅の都合もあるので、部会での議論の経緯を逐一追うのではなく、追加試案の段階で検討対象として残されている項目について紹介するにとどめる。

**イ　配偶者の居住権を保護するための方策**

**（ア）　短期居住権の新設**

配偶者が、相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその建物（以下「居住建物」という。）を使用することができるようにする。

**（イ）　長期居住権の新設**

配偶者が、居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認めることを内容とする法定の権利を創設し、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に長期居住権を取得させることができるようにする。

**ウ　遺産分割等に関する見直し**

**（ア）　配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示推定規定）**

婚姻期間が２０年以上である夫婦の一方が他の一方に対し、居住用不動産の全部又は一部を遺贈又は贈与したときは、それとともに特別受益に関する持戻しの免除の意思表示があったものと推定する規定を設けることにより、遺産分割においても、このような遺贈等をした被相続人の意思を尊重した取扱いができるようにする。

**（イ）　仮払い制度等の創設・要件明確化**

２０１６（平成２８）年１２月１９日最高裁大法廷決定は、従来の判例を変更し、預貯金債権は相続人間で当然に分割されず、遺産分割の対象に含まれるとの判断を示した。この判例により遺産分割前の払戻しがより困難になると思われることから、相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設する。

**（ウ）　一部分割**

遺産の一部のみを分割することができることを明文化し、当事者が遺産の一部のみの分割を請求できるようにする。

**（エ）　相続開始後の共同相続人による財産処分**

相続開始後に共同相続人の一人が遺産の全部又は一部を処分した場合に、計算上生ずる不公平を是正する方策を設けることにより、処分がなかった場合と同じ結果を実現できるようにする。

【甲案】処分された財産も含めて遺産分割をすることができるようにする。

【乙案】民事訴訟で償金請求をすることができるようにする。

【別案】現行判例上、共同相続人全員の同意があった場合には処分された財産も含めて遺産分割ができるところ、処分をした者はこの同意を拒めないものとする。

**エ　遺言制度に関する見直し**

**（ア）　自筆証書遺言の方式緩和**

財産の特定に関する事項（遺産目録等）については、全文が自書でなくてもよいものとする。

**（イ）　自筆証書遺言の保管制度の創設（遺言保管機関を設ける）**

法務局に自筆証書遺言を保管させることができるようにする。

**（ウ）　遺言執行者の権限の明確化等**

遺言執行者の権限の内容や復任権につき、不明確だった規律を明確化・詳細化する。

**オ　遺留分制度に関する見直し**

**（ア）　遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し**

現行の規律では、遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的効果が生ずるとされているが、これを見直す。具体的には、遺留分権の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずるものとしつつ、受遺者等において、金銭の支払に代えて、受遺者等が指定する遺贈等の目的財産を遺留分権利者に対し給付することができるようにする。

**（イ）　遺留分の算定方法の見直し**

相続人に対する生前贈与のうち、遺留分を算定するための財産の価額に算入できるものを、相続開始前の１０年間にされたものに限定する。

**カ　相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し**

不動産又は動産に関する物権の承継及び債権の承継について、「相続させる」遺言による承継についても対抗要件主義を採用する。義務の承継について、法定相続分の割合によることを原則とする規律を設ける。遺言執行者がある場合に相続人がした遺言の効力を妨げる行為に関する規律を設ける。

**キ　相続人以外の者の貢献を考慮するための方策**

相続人以外の者が、被相続人の療養看護等を行って財産の維持・増加に貢献した場合にも、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができるようにする。

**（３）今後の活動**

当会では、今後、民法（相続関係）等の改正について問題点を見極め、議論を深めていく予定である。

上記改正案の問題点としては、例えば、上記（２）②ないし⑦記載の検討項目を概観しても、以下のような問題点が存在するように思われる。

ア　長期居住権の評価方法が不明である（適正な金銭評価ができる権利でなければ、実務に支障をきたす）。

イ　長期居住権の買取請求権を設ける必要性があると思われるが（そうしないとかえって配偶者の利益を害するおそれがある）、現状では買取請求権が定められていない。

ウ　遺留分減殺請求について金銭債権化の方向性は是認するとしても、例外として現物給付を可能とすることの是非及びその場合の要件について、十分に議論がなされているとは言いがたい。

エ　遺留分減殺請求について、追加試案では、相続人に対する贈与は相続開始前の１０年にされたものに限りその価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入するとされているが、相続人間の公平の観点から疑問がある。

オ　相続人以外の者の貢献を考慮するための方策について、親等等による制限を設ける方向で検討がなされているが、親等等による制限を設けることは、被相続人に対する貢献を公平に考慮するという趣旨にそぐわない結論を招く可能性があり、なおも慎重な検討と議論を要すると思われる。

これらの問題点について、親和会として、今後の議論の状況を注視すると共に、研究を重ねていく所存である。